

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 各位

練馬区高齢施策担当部
介護保険課長 阿部 卓也
(公印省略)

令和 8 年度 練馬区認知症対応型共同生活介護に係る
福祉サービス第三者評価受審費用助成について

日頃より練馬区の介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

認知症対応型共同生活介護につきましては、「練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例」(平成 24 年 12 月 25 日条例第 58 号。以下「条例」という。)により、自己評価を行うとともに、定期的に「外部の者による評価(第三者評価)」もしくは「運営推進会議における評価」のいずれかを受けて、それらの結果を公表し、常にサービス改善を図ることが義務付けられています。

練馬区では「外部の者による評価(第三者評価)」を受審した場合、受審費用の助成を行っておりますので、必要に応じて受審に関する手続き等、よろしくお願いいたします。

記

1 助成金額

「外部の者による評価(第三者評価)」の受審にかかった費用
(上限額 60 万円、千円未満切り捨て)

2 助成要件

- (1) 東京都福祉サービス評価推進機構の認証評価機関によるサービス評価を受審すること。
- (2) 申請時において認知症対応型共同生活介護を提供しており、当該年度の末日まで事業を継続する見込みであること。
- (3) 評価および評価機関への支払いを完了の上、練馬区へ評価報告書等の必要書類を提出すること。
- (4) 評価結果を「とうきょう福祉ナビゲーション」に公表すること。

3 手続きおよび期日

令和 9 年 3 月 5 日(金)【厳守】までに、「令和 8 年度練馬区認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付申請書兼請求書」を、必要書類を添えて、介護保険課管理係宛てご提出ください(郵送可)。

第三者評価受審費用の助成に係る様式は、練馬区ホームページからダウンロードすることができます。

(トップページ>保健・福祉>介護保険>その他事業者向け情報>

令和8年度 認知症対応型共同生活介護に係る福祉サービス第三者評価受審費用助成)

4 その他

(1) 第三者評価受審義務の緩和について

「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針（平成19年6月15日付19福保高介第211号）により、「第三者評価を5年間継続して実施していること」、「運営推進会議を1年間に6回以上開催していること」等、一定の要件（以下「緩和要件」という。）を満たす事業者については、受審義務が2年に1回に緩和されます。

緩和要件を満たすかどうかは年度毎に判定し、今年度該当する事業者には、通知を同封していますので、ご確認ください。

また、緩和要件を満たし受審義務がない年度において、第三者評価を任意に実施した場合も受審費用助成の対象となりますので、上記期日までに申請書をご提出ください。

(2) 運営推進会議を活用した評価について

条例により、「運営推進会議における評価」を実施した場合についても、外部評価を実施したものとしします。

なお、(1)の緩和要件の一つである「5年間継続」の年数に算入することができるのは、「外部の者による評価（第三者評価）」を行った場合に限られますのでご注意ください。

(3) 助成金申請に関する注意点

介護サービス情報の公表制度における調査と第三者評価を、同一機関により実施することが可能となっています。

同一機関により、同一日に調査と第三者評価を実施した場合、調査手数料に含まれる人件費・旅費等の経費は第三者評価の経費に積算することはできません。そのため、当該経費を除いた金額で助成金を申請してください。

同一機関による場合でも、調査手数料に含まれない部分や同一日の実施ではない場合は、助成の対象となります。

(問合せ先) 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12 - 1
練馬区高齢施策担当部介護保険課管理係
担当 下田 野口 電話 03-5984-2863(直通)